

Title	鳥類の保護に就て
Author(s)	和田, 干藏
Citation	青森県教育. 114, 1924, p.19-29
Issue Date	1924-04
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10129/2199">http://hdl.handle.net/10129/2199</a>
Rights	
Text version	publ isher



<http://repository.ul.hirosaki-u.ac.jp/dspace/>



## 鳥類の保護に就て

和田 干藏

鳥族の保護を謀らむには先づ其の増殖を企すること最も肝要なり、而して其の増殖を謀らむには宗教上の信仰と教育の力とを結び付けて之を愛護する精神を涵養せざるべからず、此の基調を閑却して往々狩獵技術の末節のみに走りては決して有終の目的を的確に遂行すること不可能なり、又一方に於ては行政上の權力を以て狩獵に關する合理的法律を發布し以て直接又は間接に其の保護増殖を謀ること肝要なり、我國維新前に於ける鳥類保護は遠く王朝時代より行はれたるものなれども當時其目的は佛法の影響を受けたる殺生禁斷の趣旨によるものと皇室の御獵場(禁野又は標野)に於ける狩獵鳥類の増殖を謀るため一般臣民の狩獵を禁止せることの二項に存するが如し、さればキジ其の他の有用鳥類の蕃殖する處は禁野として天皇の御鷹場と制定し殺生禁斷に關する制令も屢々發布せられ先づ皇室御獵用の鷹及び狗を放ちて其の範を示せり、降て徳川に至りて其の目的たるや五代將軍綱吉公の生類憐愍令が宗教的の鳥類保護なりしを除きては全然將軍家御獵場(御鷹場、御舉場、御留場)に於ける狩獵鳥類の保護増殖を斯するためなりき、故に舊幕時代に於ては全國多數の禁獵地を設け且つ其の制裁も嚴密なりしたため鳥類蕃殖上極めて有効なりしと云ふ、生類憐は綱吉將軍の單なる迷信より突發せる惡令にして眞亭<sup>眞亭</sup>四年乃至寶永元年に至る十七年間施行せる殺生禁斷動物愛護の法令なるを以て、其の間多少の違反と雖も悉く之を取上げて極端なる制裁を加へたるが故に鳥獸類の増殖すること夥しく随つて之が處置に窮し各地に夫々釋放したりと云ふ、斯くの如く迷信の結果に起因せる鳥類の大保護は當時の人民獵師等に取りては大なる

迷惑を與へられたるものに相違なしと雖も、現今より考ふるときは或範圍内迄至極適切にして而も理想的のことに類せるが如し。

上述の好く禁獵地を制定したる外一方には鳥類各種の保護制度を設けたれども生類憐愍令廢止と共に之が反動として鳥類濫獲の弊害起り著しく減少したる傾向ありしが故に、其の十四年後(享保三年)には献上物として諸鳥使用の制限を設けて有用鳥類の蕃殖を謀り、次で享保七年には鶴外十種の絶對保護鳥並に鵝外二種の期間保護鳥制定せられたり、又文久二年には江戸附近の雉を保護するための法令を發し或は禁獵區を設けて保護鳥の種類を定め、之が違反者には嚴重なる刑罰を科して取締りしが尙密獵の行はるゝを患へて其の取締に關する方法を凝らす等の手續きをなしたるが故に多大の効果を奏したるに相違なかるべし、而して此の制度は三ヶ年を経過して一時廢止せられたれども享保十年には再び復活せられ愈々嚴重に取締らるゝに至れり。

以上は維新以前に於ける我國鳥類保護の大要なれども其の主なる目的は御獵場の保護及び宗教上の保護なるが故に保護せらるゝ鳥類も主として狩獵鳥類なりしが如し、而して現代に於ける鳥類保護は稍々之と趣向を異にし主として産業上の利益並に天然記念物保存を目的とす、尙其の他獵鳥の蕃殖保護を謀る等の理由をも之に附隨せる科學的保護法なり、蕃殖保護とは鳥族の蕃殖並に成育に對する人爲の妨害を制限し自然の障礙を除去し以て彼等の永續を期し且つ之が増加を謀るの謂にして、之を分解するときは法律規則による制限禁止と特に公益の目的を以てするものとの二種となり、前者は主として消極的保護法にして後者は専ら積極的保護法なりとす、消極的保護法の手段として最も汎く世界各文明國に行はるゝものは狩獵法律により行政的に鳥類の捕獲を禁止せることなりとす、積極的保護法とは人工孵化、放鳥、産卵場の築設及び造林等は勿論有害動物の驅除等を講ずるものにして、是等二者相並行して其の効果を擧ぐるものなり。元來野生鳥類は其の性質上無主物に屬するを以て之を先占によりて取得することを得べし、然れども効驗多き獵具若し

くは獵法を用ひて之を捕獲すること其の度を越ゆるときは聽て鳥類をして絶滅の悲境に陥らしむるに至り其の國濟上（經）に於て憂ふべしとなす、是鳥類保護の必要なる所以にして各文明國を通じて各適切なる狩獵に關する法律を發布する所なり、狩獵法の趣旨は獵具、獵法、獵場、獵場及び捕獲し得べき鳥種に對して制限を加ふると同時に特に免許を得たる者にあらざれば一定の獵具を用ひて鳥類を捕獲するを得ざらしむるによりて鳥獸を保護するを以て其の重要なものとなせども、尙右の外一定獵具の使用に伴ふ危険をも防止せむとするにあり、鳥類を行政的に保護するには先づ原則として經濟上より鳥を次の四類に區別するを普通とす。

(一) 農林業及び水産業の開發上有益なる種類

(二) 狩獵の目的物として適當なる種類

(三) 農林業及び水産業上に有害なりと認むる種類

(四) 顯著なる害益なき種類

以上の區別に隨ひ之を狩獵法律に適合せしむるときは(一)に屬する鳥類は有益鳥類として絕對に捕獲を禁止すべく其の種類最も多きを理想とす、(二)に屬する鳥類は狩獵家に捕獲を許すこと勿論なれども濫獲の弊に陥り易く種族減少の虞あるを以て蕃殖期間中は捕獲を禁止すべく殊にキジ、ヤマドリ等に於て然りとす(三)に屬する産業開發に妨害を加ふる鳥類は法律の定むる所に隨ひ自由に捕獲せしむべく、(四)に屬する鳥類は天然記念物保存の意味に於て成るべく(一)の場合と等しく捕獲を禁止す尙(三)の場合に於ても其の數次第に減少しつゝあるが如きものは又此の意味に於て(一)若しくは(二)の場合に準じて捕獲を禁するものなり。

今各國鳥類保護に關する法令を通覽するに各國々情の異なるに隨ひ夫々形式上に差異ありとは雖も其の大意に於ては皆如上の原則基行せらるゝの感あり（大正五年九月農商務省農務局發行狩獵及鳥獸保護に關する各國法令參照）。

我國現行狩獵法は第四十回帝國議會を通過したる法律によりて改正せられ（大正七年四月二日法律第三十二號）入正八年九月一日より施行せらる（大正八年八月十六日農商務省令第二十八號）從來は保護鳥を指定しし之を捕獲することを禁止したるも新法は狩獵し得る鳥獸を指定し其の以外のものは皆之が捕獲を禁止せり。

狩獵鳥は農商務大臣に依り左の種類に限定せらる但し特殊の狩獵鳥獸保護蕃殖のため其の必要を認めたるときは區域を定め其の捕獲を禁止又は制限せらるゝことあり、狩獵鳥類の雛及び鳥類の卵は主務大臣の定めたるものゝ外之を捕獲又は捕取するを得ず。

狩獵法施行規則第一條にて狩獵鳥獸を左の如く定めたり（五十音順）。

銀嘴鴨（アイサ）、花雞（アトリ）、信天翁（アホウドリ）、蒼鷺（アラサギ）、萋雀（アラジ）、鶺鴒（イカル）、交喙（イスカ）  
 鶺鴒（ウ）、鸞（ウソ）、鶺鴒（ウヅラ）、樞鳥（カケス瑠璃樞鳥を除く）、頭鳥（カシラダカ）、河原鶺鴒（カハラヒウ）、鴨（カモ）  
 鶺鴒（カラス星鶺鴒を除く）、雁（ガン）、雉（キジ）、秧鶺鴒（クヒナ）、熊鷹（クマダカ）、黑鶺鴒（クロジ）、計里（ケリ）、五位鶺鴒（ゴ井サギ）、鶺鴒（シギ）、蠟嘴（シメ）、白腹（シロハラ）、雀（スズメ）、大膳（ダイゼン）、千鳥（チドリ）、鶺鴒（ツグミ、虎鶺鴒及黑鶺鴒を除く）、入内雀（ニウナイスズメ）、野鶺鴒（ノジコ）、鶺鴒（ハクテウ）、鳩（ハト）、隼（ハヤブサ）、鶺鴒（バン）、鶺鴒（ヒヨドリ）、金翅雀（ヒワ）、頬白（ホ、ジロ）、猿子（マシコ）、眉茶鶺鴒（ミチヤジナイ）、鶺鴒（ミサゴ）、深山頬白（ミヤマホ、ジロ）、胸黒（ムナグロ）、鶺鴒（ヤマドリ）、鶺鴒（ワシ）、松鶺鴒（エゾヤマドリ）、鶺鴒（チシドリ）、  
 雉（キジ）、鶺鴒（ヤマドリ）、

同則第二條には左の鳥類の狩獵期間は十一月一日より翌年二月末日迄とすとあり。

尙狩獵期間即ち狩獵免狀の有効期間は十月十五日（北海道は九月十五日）より翌年四月十五日迄にして、主務大臣特殊狩獵鳥獸の保護蕃殖のため其の必要と認むるときは前項の期間内に於て特に其の狩獵期間を限定することあり。要するに右の期間にあらざれば狩獵することを得ざるが故に右に示したる四十七種（内別百七十一種）の狩獵鳥は法定期間保護鳥にして、他の全部の鳥類は即ち絶對禁止鳥なるが故に舊法に比して禁止の數を著しく増加せり、蓋し鳥類の人生に對する効米を了解するに至りたるを以ての故に外なるべし、其の他新法に於ては狩獵免許稅額及び罰金額を高め獵區並に禁獵區の制度を設けたれども狩獵者の數に何等制限を加ふることなきは狩獵法の趣旨は其の基半を沒了するに近し、新法は舊法に比し著しく免許稅律を高めたるは要するに獵者の數に對し制限を加へんとするの趣旨に外ならず、此の立法上の必要は歐洲各國に於ても間々遭遇せる所とす、尙保護の法令を發布すると同時に之が貫徹を期するため鳥學の智識ある狩獵監督官を置き、之に警察權の一部を附與し獵具懐盒、獵鳥賣買懐盒等を司掌せしめ又此の規定を犯したるものに對しては之に起訴の權利をも與ふる等の施設をして狩獵者の自覺心を啓發せしむる様にすることも肝要なり、又警察官にも鳥類に關する一般智識を授け置く必要あるが故に巡査教習所及び其の他の警官學校にて之が完全なる教育を施すことも其の一方便なるべし、以上の外鳥類の保護増殖を企圖せむには禁獵區、獵區の設定を必要とするのみならず、一方に於ては獵鳥の人工蕃殖を謀り尙一般人士には鳥類愛護の觀念を授くる方法をとることも肝要なり。

鳥類蕃殖保護のため禁獵區又は獵區等の保護區域を設くるは保護鳥の制度に次で有効なるものなり、而して之を施行すべき場所は山野湖海を問はず鳥族の詳集産卵又は稚仔の發育に恰好なる區域なりとす、然れども産卵に際し其の適所を選ぶため敢て移動せざる種族例へばキジ、ヤマドリの如きは其の常棲する場所の一局部を限りて年々輪捕するを最も効驗ある方法なりと信ず、されば斯かる所を保護區として捕獲を禁じ尙進んで蕃殖其の他の生活上庇護を加ふるに至らば其の効果たるや期して明かなるものなり、されば歐米の先進國に於ては近時に至り盛に政府の事業として又は民間篤志

家の仕事として新種保護區を設け何れも多大の効果を收めつゝあり、就中北米合衆國に於ては農務省生物局とオーヂュボン協會と協力して既に七十餘箇所に廣大の面積を有する保護區を設定し、之と同時に監督官を設けて各種の保護施設をなしたるが故に其の成績極めて顯著なりと云ふ、尙加之生物調査局は國立公園局と協力して國立公園に於ける重要な目的の一たる鳥類保護の事業に盡力しつつあり獨逸に於ても歐洲大戰前多數の鳥類保護區を設置せしは勿論なりしが大戰中自然此等の荒廢を見るの悲運に迫り一時鳥類保護の施設を缺きたる事情となれり、されど最近の報告によれば戦後既に之が復興策に努力しつつありしを以て遠からずして恢復の曙光を見るに至るべしと云ふ、北米合衆國に於ける鳥類保護の施設實況は諸種の寫真又は活動寫真によつても其の盛なるを推知すべしと雖も、今其主要なる一二の例證を簡單に説明し以て我國將來の施設上に於ける參考ともなさむとす、即ち北亞米利加合衆國政府に於ては一千九百〇九年海鳥保護令を發布し北太平洋中北緯二十二度より二十九度（緯度一度の長さは赤道にて二十八里餘、經度一度の長さは赤道にて三十里弱）西經百六十度より百八十度に位置せる一群の珊瑚島岩礁は布哇群島鳥類保護所と指定せられ、最大なるレイサン嶋には海鳥アルバトロスは無數に群集蕃殖し悠々と其の生を樂しむの狀況に達せりと云ふ、又同國フロリダ州オレンジレック島嶋の保護區はオーヂュボン協會の設立に係はる所にして保護を受くる鳥類はサギ類即ちアラサギ、Orange Lake、トキ、シラサギ等にして其の面積實に約四町歩に亘りて充滿せりと云ふ、其の他ルジヤナ洲にはバットルドア嶋保護區（アジサシ鳥の保護）オハイオ洲にはサンダスキー灣に於けるカモメの保護區等實に見るべきもの多數あり。

我國に於ては狩獵法の規定に従ひて如上の保護區に相當する禁獵區及銃獵禁止區域等の保護施設をせられたる箇所も多大正十二年五月末日現在にて實に五百〇一箇所を算すること次表の如し（農商務省統計）。

大正十二年度に於ける府縣鳥獸保護施設一覽表（大正十二年五月末現在）

地方	禁獵區		銃獵禁獵區		共同捕獲禁止區域		法定獵具以外による制限		
	國	縣	止區域	獵區	捕獲地箇所數	禁止鳥獸	禁止獵具	禁止鳥獸類	
東京		二	四						六
京都	一	四	五		四				一〇
大坂		五	二						一一
神奈川		三	八	二					一三
兵庫	一	七	六						一四
長崎		二	二						四
新潟		三	四		二				九
埼玉		六		二二					二七
群馬		四	五	一		シカ カモシカ			一一
千葉	三	二	七	九	一〇				二一
茨城	二	二	二		二		箱農 壓シ、陥農、		九
栃木	一三						テン、タヌキ、 イタチ、		一三
奈良	四				一	カモシカ			五

計



富山	石川	福井	秋田	山形	青森	岩手	福島	宮城	長野	岐阜	滋賀	山梨	静岡	愛知	三重
			一		二		一	二	一	二			一		
九	八	九	二	七		一五	八	一〇	四	一〇	一	五	二	二	八
三	二	二	五	三	四		六	二		一	五		一		一
一		三	一	一			二		一	二	一	二	五	一	一
一		一				一							三	二	
			一		一			一	一						
			シカ		サル			シカ	シカ						
箱良、 箱落、 壓、		陥シ良								箱落シ、 壓シ		箱良、 虎鋏		箱良	箱良、 壓シ、
イタチ、 テン		イタチ、 テン、								イタチ		テン、 イタチ、		イタチ	イタチ、 タヌキ
一一、三、 八		一〇、二、 四								一〇、九、 一三		一一、四、 九		二九	一一、一〇、 一一
一五	一〇	一六	一〇	一一	七	一六	一七	一五	七	一六	七	八	一二	一六	一一

鹿兒嶋	宮崎	熊本	佐賀	大分	福岡	高知	愛媛	香川	徳嶋	和歌山	山口	廣嶋	岡山	島根	鳥取
	八	一		一	三	一				一		一	二		一
五	四			二		二	一	三	四	三	二	二	二	二	二
一					一					一	四	二	三	一	
二					一		一				一		二		
					三		一								
一				一				一		一					
シカ				シカ				シカ、サル		カモシカ				シカ	
						箱良	箱良		箱良、 壓シ	箱良、		箱良、 箱落			
						イタチ	イタチ、 ムササビ、 テン、		イタチ、 ムササビ、 カハオウ、 アナグマ、 イタチ、 カハオウ、 サシ、 キツネ、 タヌキ、	イタチ、 テン、 キツネ、 タヌキ、 アナグマ、 ムササビ、 カハオウ、		イタチ、 テン			
						三	一〇、 一一、 一二、	九、 三、 一七		九、 三、 四		一一、 九、			
九	一二	一	〇	四	八	四	四	六	五	七	一六	六	一九	四	三

沖繩										
北海道	二二	一一	一一			一	シカ			二六
計	一一九	二四六	一一一	六一	三〇	一一二			一一二	五〇一

又青森縣下に於ける鳥獸保護の施設を示せば次表の如し(大正十一年九月現在)。

位

禁 獵 區 (農商務省設置)

置

期 間

理 由

- 一、秋田縣鹿角郡及青森縣上北郡の兩郡に跨る十和田湖水面及其の沿岸より二十町竝燒山橋より子の口に至る奥入瀬川筋及兩岸より各十町
- 二、東津輕郡東平内村、中平内村、西平内村の内野内村淺虫より及上北郡野邊地町に通ずる國道以北海岸朔望滿潮線より六百間以内の海面

禁 獵 區 (青森縣設置)

- 三、三戸郡田子村大福山一帯の地域西北通稱作場道東舊鹿角通西南田子川支流を以てする境域内
- 四、三戸郡湊村字館鼻下ニツ石より同郡鮫村蕪嶋、日の出嶋、トド嶋、種差、人久喜、金澤嶋を見通したる線以内一帯の海面及鮫村々道南海岸線以東の海岸一帯の地域但し御獵地を除く

銃 獵 禁 止 區 域 (青森縣設置)

禁

止

區

域

- 一、東津輕郡中平内字沼館より安居崎に至る沿岸及同海面四百間以内
- 二、上北郡六ヶ所村(自平沼至新納屋字道の上方千間以内)
- 三、上北郡横濱村字豆田南方二百五十間北方六百間
- 四、三戸郡鮫村大字濱通字日影澤の内芦毛池内白濱漁業地内境界線より西方湊村大字濱通字下條八太郎漁業組台境界線に至る一帯の地域内海岸浪打際より北水面へ二千間南陸上二百間
- 五、下北郡田名部町赤川尻より葦崎を見通す線内大湊要港境域第三區以内の海面

設 置 年 月 日	理 由
明治三六、一、二六	鳥獸保護
明治三六、三、一八	同
明治三九、一、一九	同
明治四一、五、八	同
大正十二、一〇、三〇	同

捕獲禁止區域 (農商務省設置)

禁止區域

禁止獸

設置年月日

理由

一、青森縣下北郡川内町脇野澤村、佐井村、大奥村、風間浦、大畑村一圓

猿

大正十一、十二、二〇

鳥獸保護

上表により我國鳥類保護に關する施設の一般を知るべしと雖も、就中最も有名なる地區を示せば鹿兒嶋縣出水郡阿久根村及び山口縣熊毛郡八代村の鶴の渡來地、兵庫縣出石郡鶴山の鶴蕃殖地、青森縣東津輕郡中平内村小湊の鶴渡來地、青森縣三戸郡鮫村蕪嶋の鷗蕃殖地等にして之等は次に述ぶる天然紀念物としても重ねて頗る完全に保護せらるゝに至れり、尙斯種調査の進捗に伴れ益々有効なる禁獲地も設定せらるべく將來大に見るべきものあるべし。(次號へ續く)